

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を  
改正する件 新旧対照表

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省  
告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第 1 1～1096 (略) <u>1097 気管支用充填材</u> 別表第 2 1～1791 (略) <u>1792 バルーン小腸内提鏡システム</u>	別表第 1 1～1096 (略) (新設) 別表第 1～1791 (略) (新設)